

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月15日 09時30分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港西方沖（公海上） 弾埼灯台から真方位284° 167海里付近 （概位 北緯38° 57.0′ 東経135° 03.0′）
事故の概要	漁船第三十八正徳丸は、西進中、また、漁船 3088 MUN CHANGは、 漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年11月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十八正徳丸、164トン 132206、個人所有 B 漁船 3088 MUN CHANG（大韓民国籍）、48トン 不詳、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海）（履歴限定） 漁労長A、四級（航海）（旧就業範囲） B 船長B（大韓民国籍）、免状不詳
負傷者	なし
損傷	A 船首部ハンドレールに曲損 B 左舷中央部外板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長A及び漁労長Aほか6人（日本国籍2人、インドネシア共和国籍4人）が乗り組み、西進中、漁労長Aが、レーダー画面で船首方にB船を含む3隻の映像を認め、これまでの経験から、投縄しながら航行するふぐ延縄漁船であり、A船の船首方を右方に通過していくと思い、操舵室後部左舷側にある海図台の前に立ち、同台のパソコン画面で水温図を確認するなどしながら、同じ針路及び速力で航行を続けた。 A船は、漁労長Aが、顔を上げたとき、船首方至近にB船の船体が見え、直ちに主機を後進としたものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bほか12人（大韓民国籍6人、ベトナム社会主義共和国籍6人）が乗り組み、漂流中、A船と衝突した。
分析	A船は、西進中、漁労長Aが、レーダーで認めたB船がA船の船首方を右方に通過していく航行船と思い、その後、海図台のパソコン画面に意識を向けて航行したことから、B船が漂流中であることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、漂泊中、A船と衝突したものと考えられるが、B船から情報を得ることができなかったことから、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船が西進中、B船が漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁船群を認めた場合は、漁船の動きを思い込みで判断せず、継続して漁船の動向を把握するとともに、他の作業を極力控え、常時適切な見張りを行うこと。